

**平成20年度  
横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ  
事業計画書**

自 平成20年4月 1日  
至 平成21年3月31日

**社会福祉法人 神奈川県匡済会**

## 第1 はじめに

二極分化が叫ばれる社会状況の中で、社会には自立の意思や能力がありながらホームレスになることを余儀なくされた人々が多数存在し、毎日の食事に困りまた健康上の不安を抱えるなどして生活している現状があります。

これまで神奈川県匡済会では、横浜市ホームレス自立支援施設条例に基づいた、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの管理運営、利用者への支援、また、巡回相談事業や中村川寮におけるシェルター事業などを通じた総合的なホームレス支援事業への取り組みを行い、平成18年度からは指定管理者として、はまかぜの適切な事業運営、施設管理を行うとともに、法人としての特色を活かした施設運営に努めているところです。

ホームレス対策への先駆的な役割を果たしてきた当法人の事業運営ですが、今後も複雑なホームレス問題への支援を行うためには、これまでの経験、実績を活かしつつ、社会の新たな動きを踏まえた総合的な取り組みを進めることが必要と考えます。指定期間中はこのような認識のもとで、積極的に新たなサービス、支援内容を取り入れて、より強化したホームレスの自立支援に取り組み、一人でも多くの利用者の自立実現に向け、事業運営に取り組むことが使命であると考えます。

## 第2 平成19年度事業の振り返り

### 1 平成19年度の取り組みについて

#### (1) 利用人数

利用者数の減少傾向が継続しており、当初の目標人数を下回る見込みです（平成20年1月末迄＝1138人）。

平成17年頃からホームレスの数が減少傾向にあることに伴って、当施設の利用者数の減少が目立つようになってきました。こうした状況への対応として、昼間の巡回相談からの入所希望者を積極的に受け入れ、支援制度を知らないホームレスの潜在的なニーズを把握するなどして、利用促進を図ってきました。今年度は前年度の巡回相談からの受け入れ実績を上回ったものの、残念ながら利用者の減少を止めるまでには至りませんでした。今後も利用ニーズの把握を行うとともに、再入所、再々入所を必要としている者も積極的に受け入れ、再び路上に戻らぬように過去の取り組みを踏まえた積極的な支援を行うことで、利用率の向上を図ることが必要となっています。

#### ア 就労自立率目標について

20%を目標として取り組んだ結果、40%を越える自立率を達成しました。（平成20年1月末まで＝44.5%）

#### イ 就労自立率向上に向けた方策について

##### (7) 個別支援の充実

##### a 社会資源の活用

若年の利用者に対して、かながわ若者就職支援センターを利用するなど、利用

者の特性にあった社会資源を積極的に活用してきました。

#### b 退所時アンケート

常勤就労を果たした利用者や求職していた利用者が退所する際にアンケートを行って利用中の感想や意見を聴き、今後の支援に向けた検討材料としました。

#### c 丁寧な支援

常勤就労の経験が全く無い、または経験が浅いなどの利用者側の事情に合わせ、履歴書の書き方など、初歩的な就労活動の支援を随時行ってきました。

### (イ) 退所後支援

#### a 退所先への訪問

退所時アンケートで訪問の可否を確認したところ、訪問に拒否的な回答が多く、今年度の実施は見送りました。しかし、退所者へのアフターケアとしての必要性を重視し、利用者のニーズに合わせた実施方法を検討しています。

#### b 「OB 会」

常勤就労の退所者を対象としたOB会を5回企画し、1名のOBが参加しました。

OB会の通知は、施設からの押し付けにならぬよう、退所先への通知の送付をしても良いと確認された者を対象としたことや、連絡がとれなくなった例などもあり、通知した人数が少なかったことが、参加人数が上がらなかった原因と思われます。また、退所後間もないために、相談や話すことが無いとの意見もあり、今後は、利用者側の声をもとに企画内容の再検討を行い、OB会の意義を再検討して、利用者の実情に沿った退所後支援を検討、実践につなげることを考えています。

こうした一方で、「相談窓口が欲しい」との声もあり、退所者からのアプローチに対して、退所後の悩みや状況把握のための電話相談窓口を設置しました（相談事例＝1件）。

### ウ 関係機関との連携

#### (ア) 福祉保健センター

福祉保健センターからのアセスメントを経て入所するケースは、入所後すぐに求職活動に入れるなど、利点が多いため積極的に受け入れています。

#### (イ) 寿労働センター

利用者の希望する技能講習の講習内容をアンケートで募り、講習項目の増加を働きかけています。今年度は「事務職講習」「就職面接の講習」「接客講習」などの希望がありました。

前年度から引き続き「就労セミナー」を開催し、全6回の開催で88人が参加しました。

#### (ウ) 就業支援事業

就業支援相談室との連携を強化したため、より一層求人情報を得る機会が広がりました。

### (3)新たな就労支援の取り組み

#### ア 情報閲覧室

ハローワークの求人票や一般の求人誌、求人広告、また住宅情報誌などが閲覧できる部屋を新たに設置しました。自由に閲覧できる特色を活かし、利用者に関心の高い借金への対処方法や住宅相談の流れの掲示なども行っています。

### (4)その他の主な取り組みの状況

#### ア 指定管理者制度

移行後 2 年度目の指定管理団体として、個人情報の保護や、事業運営に対して、関係機関との密な連携によりノウハウを吸収、対応してきました。今後も常に重責を担っているとの思いを忘れず、より慎重な対応を心掛けています。

#### イ 他機関との連携

巡回相談事業とは、昼夜を問わずに相談に職員を同行させ、一緒に相談を行い、実際の生活の場で見聞きする中でホームレスの現状や要望などを把握しました。プラザ相談室などの関係機関とは各事業の特性を活かし、支援のための連携を行っています。

#### ウ 人材育成

法人による、採用 3 年未満の新人職員を対象とした「新人マナー研修」に 4 名の職員が参加。社会人としての基礎マナー習得をおこないました。

#### エ 映写会

利用者への娯楽提供と職員とのふれあいを目的として、月 1 回ビデオ映画の映写会を実施しました。

#### オ 実習生の受け入れ

関係機関からの依頼にもとづき、実習生の受け入れをしました。

#### カ 見学の対応

各方面からの見学依頼に応じ、事業の紹介、普及広報に取り組みました。

#### キ 機関紙「はまかぜ」を発行

事業内容の紹介や取り組みの現状報告などのために機関紙（不定期刊行）を発行しました。

## 2 選定委員会に提出した事業計画書の取り組み状況

### (1) ホームレス自立支援施設の設置目的に基づいた管理運営の基本方針について（様式 2-3）

利用者の人権尊重・公平なサービスに基づく管理運営に努めるとの基本方針に沿い、きめ細かな事業運営と安全な管理運営を実践してきました。選定委員会で指摘された利用者への施設の基本方針を周知するため、事務所前に基本方針を掲示して職員とともに利用者への周知徹底を図っています。

(2) ホームレスのニーズの把握について（様式2-4）

利用者からのニーズについては各職員が的確に把握するとともに、巡回相談事業とも連携して、入所前、退所後の状況把握を積極的に行って、支援内容、施設としての運営に反映させてきました。また、利用者にとどまらずに見学者や交流団体からも意見を聞き、常に事業内容の改善に心掛けています。

(3) 個人情報の保護について（様式2-8）

指定管理者としての管理業務を行うにあたって個人情報の保護については、法人の個人情報保護体制にのっとり関係法令を遵守し、職員の周知、徹底を図って対応しています。利用者へはこの旨を周知し、また適宜関係機関と協力して適切な対応に努めています。

(4) 危機管理体制について（様式2-10）

消防署の指示を仰いで、利用者の参加による、地域主催及び自主的な避難訓練を行いました。また、横浜市民防災センターに職員が利用者を同行し、地震や火災など非常時の疑似体験や救命講習などを体験、学習しました。

(5) 衛生管理の取り組みについて（様式2-11）

食堂の衛生管理について、食堂の委託業者や職員個々が気をつけることはもちろん、法人から衛生コンサルタントを派遣し、定期的に衛生管理状況のチェックを行っています。（食品衛生優秀施設として、中福祉保健センター長よりa評価を受けました。）また、業者とは栄養士も交えて意見交換を行い、制限食への取り組みなど食事提供に関わる問題について随時検討しています。

ノロウイルス流行時には利用者へ手洗い励行の促しを行い、施設、利用者双方で衛生面の注意喚起を行いました。中国製冷凍食品が問題とされた時には献立や仕入れ状況の確認を行って、安全な食事の提供に努めました。

(6) ホームレス自立支援施設の管理運営及びホームレス自立支援事業等への取り組み（様式2-12～2-16）

自立支援への取り組みについては、選定委員会での指摘を受け、「処遇」という考え方を改めて利用者の側に立った「利用者への支援」との意識の下に、また職員の呼称を「生活支援員」に変更して日々の相談支援を行っています。

利用者へのアセスメントやサービス提供については、職員の自主的な勉強会を行っており、議論・検討を行う中で些細なことでも改善に努め、組織としての意識統一を図っています。また、関係機関とは適宜、連絡会や合同勉強会を開いて支援内容の周知や意見交換を行い、連絡を密にして連携に気をつけています。

施設の社会貢献として、アルコール依存症者の自助グループへのミーティング会場を定期的に提供し、回復活動の側面支援をしてきました。また地域に対しては、寿町の花いっぱい運動に参加して街の緑化に貢献するなど、地域の一員としての施設の役目を認識し活動しています。

### 3 平成 19 年度の就労支援の評価

今年度は目標を上回り 40%をこえた就労自立率となりました。このような好結果を生んだ主な要因としては、

- ① 求職期間を拡大したことにより、就職の可能性が高くなった。
- ② 就業支援相談室との連携強化により、求職方法の幅が広がり、就職の可能性が高くなった。
- ③ 情報閲覧室の設置により、求職から就職、就職後のアパート設定までのイメージがしやすくなった。

など新たな支援によって、利用者の求職や就労するための環境がより整い、就労自立につながったと考えられます。

また一方では、自立退所後の支援として企画したOB会や退所先への訪問は、利用者のニーズと合わない面が多く、成立しませんでした。

自立退所を果たして社会に復帰する者がいる一方で、再び生活破綻して再入所するケースも見られます。今年度の経験を踏まえ入所中から自立後を考えた支援を計り、退所後の支援につながるような支援内容の検討を行い、かつ就労自立率の向上を図ることが必要と考えます。

### 第3 平成 20 年度の運営方針について

- 1 指定管理制度の下で、利用者本位のサービス向上を目指し、職員個々の認識をより一層深めて、安全、安心な事業運営に努めます。
- 2 自立支援機能のみならず、緊急保護的なシェルター機能による受け入れにも留意し、福祉保健センター、巡回相談事業との連携により、常にホームレスの現状、実態を把握して、人命の保護を最優先とし男女を問わず利用希望者の受け入れを行います。
- 3 入所した利用者への支援内容の見直し・改善を図って利用率向上のために常に努力し、新たな支援内容を効果的に取り入れて、一人でも多くのホームレスが屋外生活から脱却すべく支援するよう努めます。
- 4 就労自立した者が再びホームレスに戻ってしまう例も少なくありません、退所後の支援内容を見直し、より効果的な支援を行います。

### 第4 目 標

#### 1 中期計画

##### (1) 利用人員

##### ア 目標

平成 18 年度から 22 年度まで 5 ヶ年の利用者数の目標を、合計 7,875 人とします。

○各年度利用者数目標      平成 20 年度    1,558 人

平成 21 年度 1,527 人

平成 22 年度 1,511 人

イ 目標達成のために

総合的なホームレス支援を念頭に置き、関係機関、巡回相談事業などとのより一層の密な連携を行い、利用者数の向上を図ります。

(2) 就労自立率

ア 目標

就労可能と判断された者のうちの35%を目標とします。

イ 就労自立率向上に向けて

(ア) 20 年度の就労支援の方策

a 個別支援の充実

- (a) 派遣などの不安定就労から利用者本人の希望を取り入れた安定した就労への転換を促します。
- (b) 常勤就労の経験が浅い利用者に対して、履歴書の書き方などの初歩的な就労活動からの丁寧な支援を行います。
- (c) 増加しているニート化した若年層の利用者に対し、社会資源を活用するなど、就労意欲の喚起に取り組みます。

b 退所後支援

- (a) 退所後の生活の安定、自立した生活の定着のために、本人の意向に基づき退所先への自宅訪問をして退所後生活への支援を行います。
- (b) OB 会の企画内容を見直し、参加率の向上を図ります。
- (c) 住み込み就労者の定着率向上に向けた支援を検討します。

(イ) 関係機関との連携

- a 退所者アンケートの内容などから利用者が望んでいる技能講習を把握し、寿労働センターと技能講習の講習項目を検証して、受講率の向上を図るとともに利用者のスキルアップを図ります。
- b 就労に至らなかったケースは、福祉保健センターが次回の利用時の際に的確な再評価を行えるように、福祉保健センターに入所中の情報提供を行います。
- c 就業支援事業との連携により、就業による自立支援を促進し、より一層の就労達成を図ります。